

小型家電は役場で無料回収しています

不要となった小型家電は役場で無料回収しています。小型家電を引き渡す際は、町民課窓口にて職員にお声掛けください。

【回収対象品目】

- ・サイズが30cm×30cm×70cm(45ℓの指定ごみ袋に入る大きさ)を超えない家電
- ・小型電子・電気機器(CD・DVDプレーヤー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯ゲーム機、電卓、インターホン、携帯電話、電話機、電子手帳、トランシーバー、モデム等)
- ・電子電気機器付属品(充電器、ACアダプター、通信ケーブル、接続コード、リモコン、ヘッドホン等)

【回収対象外品目】

- ・家電リサイクル法の対象機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)
- ・パソコン(デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、液晶ディスプレイ等)
- ・木製小型家電(木材が使用されたスピーカー、木製楽器等)
- ・布製小型家電(電気毛布、電気カーペット等)
- ・記録媒体(SDカード、USBメモリ、CD、DVD、ブルーレイディスク等)
- ・その他(充電式電池、バッテリー、モバイルバッテリー、電子タバコ等)

【小型充電式電池】の回収を始めます

これまで、小型充電式電池を廃棄する場合は、販売店、電気店などにある「リサイクルBOX」に入れていただくようお願いしておりました。しかし近年、全国各地で家庭ごみに混入した小型充電式電池が発火し、火災が起こるといった事態が生じております。このことから、町では令和4年4月1日より、小型充電式電池の回収を町民課窓口にて行います。

【回収の対象となる小型充電式電池】

- ・ニカド電池(Ni-Cd)
- ・ニッケル水素電池(Ni-MH)
- ・リチウムイオン電池(Li-ion)



Ni-Cd

▲ニカド電池



Ni-MH

▲ニッケル水素電池



Li-ion

▲リチウムイオン電池

【小型充電式電池が使用されている機器(例)】

- ・通信機器(トランシーバー等)、AV機器(デジタルカメラ等)、日用品等(電動歯ブラシ、携帯ゲーム機等)、医療機器(血圧計・電気マッサージ器等)

【回収対象外品目】

- ・一次電池(アルカリ・マンガン・リチウム乾電池等の使い切りタイプの電池)
→“有害ごみ”として透明袋に入れ、燃やせないごみの日に出す。
- ・ボタン電池(丸いボタンのような形をした電池)
→電気店やカメラ店などにある「回収箱」に入れる。
- ・解体された電池パック、破損や水濡れ、膨張した小型充電式電池、ハードケースに入っていない電池
→これらの電池を廃棄する場合は、町民課生活環境担当までご相談ください。

【回収方法】

- ①小型家電等の機器から小型充電式電池を取り外す。
- ②ショートの恐れがあるため、+極-極の金属端子部に電気絶縁用ビニールテープで絶縁処理を行う。
- ③役場町民課窓口にて小型充電式電池を引き渡す。

※町民課窓口にて、職員にお声掛けください。



神棚・仏壇の搬入について

ごみ処理場に搬入された神棚、仏壇の中に物品が入った状態で搬入されているものがあります。搬入時、棚の中にある物品は燃やせる、燃やせないものに分別し、棚自体は前処理(形状を留めない程度の解体)をして搬入してください。神棚、仏壇の中に物品が入った状態のもの、前処理をしていないものは受け入れできません。



※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

持続可能な社会の実現に向けて

PICK UP 気になる情報
ピックアップ報

ごみの分別や リサイクルに取り組みましょう!



ペットボトルのキャップ・ラベルは分別してください

本年度の広報かみしほろ8月号より、ペットボトルの分別については、環境に配慮し、より効率的に品質の高いリサイクルを行うため、“ラベル”と“キャップ”を分別して出すようお願いしておりました。令和3年度は周知期間として、ラベルが外されていないペットボトルも収集しておりましたが、**令和4年4月1日からペットボトルのキャップとラベルが外されていない場合、収集できません**ので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

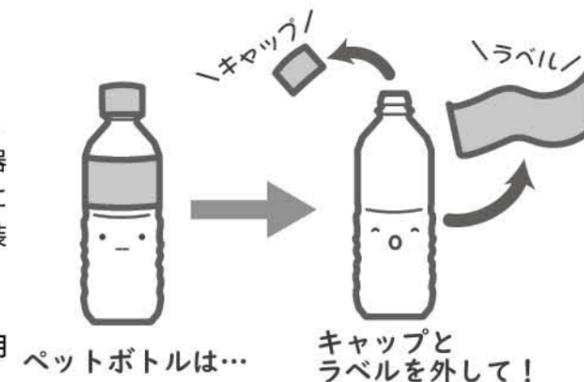
【ペットボトルの分別方法】

(1)ペットボトルからラベルとキャップを外す

- ・キャップの下に残るリングは外さないで大丈夫です。
- ・プラスチック製のキャップはプラスチック製容器包装ごみに、金属製のキャップは燃やせないごみに出してください。ラベルはプラスチック製容器包装ごみとなります。

(2)ペットボトルの中を水ですすぎ、水気を切る。

(3)潰さずにペットボトルだけを透明もしくは半透明の袋に入れて捨てる。



Q. どうしてラベルをはがすことになったの?

A. 「リサイクルをやすくするため」と「環境に配慮し、品質の高いリサイクルを行うため」です。ペットボトル本体とラベル・キャップは異なる素材です。ペットボトルからより“効率的”に“品質の高い”リサイクル品をつくるためには、異なる素材が混ざらないようにする必要があります。

不要なパソコン・小型家電を「宅配便」で回収します

町では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコン、小型家電の「宅配便」による回収を始めました。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が“無料”となります。
※パソコンが含まれていない場合、回収料金は1箱1,650円(税込)です。

【回収手順】

- ①リネットジャパンへ申込
 - ・インターネット(URL: <https://www.renet.jp/>)
 - ・FAX(FAX: 0562-45-2918、申請書は町民課窓口にて用意しております)
 - ・電話(Tel: 0570-085-800、受付時間: 10時~17時)

②パソコン・小型家電を段ボールに詰める。

- ・段ボールはご自身でご用意ください。
- ・段ボールのサイズと重量の上限は、3辺合計で140cm以内、重量20kg以下となります。
- ・パソコン内に入っているデータはご自身で消去してください。
- ・段ボールに入る限り、パソコン、小型家電は何点でも入れることができます。

③宅配業者が希望日時にご自宅へ回収に伺います。

【お問い合わせ先】

リネットジャパンリサイクル(株)
お問い合わせ専用窓口 Tel: 0570-085-800
(受付時間: 10時~17時)

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

子育て支援センター通信



子育て支援センター あそびの広場 のご紹介



子育て支援センターでは妊婦さん、赤ちゃんや小さなお子さんをお持ちのお母さん・お父さん、またお孫さんをお持ちの祖父母の方など、たくさんの方が遊びに来てくれるのをお待ちしております。

	午前	午後
月	なかよし広場 (第1・3・5月曜日) 9:00~11:30 ♥0歳から就学前のお子さんと保護者 マミーズ広場 (第2・4月曜日) 9:30~11:30 ♥妊婦さん	なかよし広場 13:00~15:30
火	ベビーズ広場 9:30~11:30 ♥0歳から1歳誕生月までのお子さんと保護者 ♥妊婦さん	なかよし広場 13:00~15:30
水	すくすく広場 9:00~11:30 ♥0歳から2歳誕生月までのお子さんと保護者	ちいさな広場 (要予約) 13:00~15:30 ♥0歳から就学前のお子さんと保護者
木	なかよし広場 9:00~11:30	ベビーズ広場 13:30~15:30
金	なかよし広場 9:00~11:30	ちいさな広場 (第1・2・4・5金曜日) 13:00~15:30 マミーズ広場 (第3金曜日) 13:30~15:30

※広場時間をご確認のうえ、ご参加ください。

一時保育

4月1日(金)から受け付け、11日(月)より利用開始になります。今まで利用されていた方も更新手続きが必要となります。

子育て相談

毎週月曜日から金曜日、9時~17時までお受けしています。広場にお越しの際やお電話にて、お気軽にご相談ください。



※毎月の日程は、都合により変更になる場合があります。広報「まちなかカレンダー」やセンター便り「つくしんぼ」でご確認ください。



●お申し込みやお問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで

あなたも子育て支援の輪に参加しませんか?

かみしほろ子育てサポートは、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(協力会員)が事前に会員登録をし、会員同士の信頼関係をもとに行う会員相互による子育ての援助活動です。

協力会員を募集しています

子育てに関心があり、子育てを支援したいと希望する方(保育士資格などの有無は問いません)



●お問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで

ナイト高原牧場 ナイトテラス



令和4年度の営業日程をお知らせします。



営業開始 4月23日(日)

- ◆営業時間 9:00~17:00
※積雪による町道閉鎖に伴い、日程が変更となる場合があります。
- ◆営業期間 10月31日(日)まで
- ◆牧場入口ゲート開放期間
6月~9月 7:00~19:00
5月・10月 7:00~18:00

※町道ナイト高原線に関するお問い合わせは建設課管理担当(☎2-4297)、ナイトテラスに関するお問い合わせは商工観光課観光担当(☎2-4291)まで

鉄道資料館



旧国鉄士幌線の歴史をパネルやスライドショーで紹介! 大型モニターで乗車体験などもできて、ご家族で楽しめる施設です。

営業開始 4月1日(金)

- ◆開館時間 9:00~16:00
- ◆入館料 100円
- ◆定休日 月曜
- ◆営業期間 10月末まで



みなさんの「まちづくり」の活動

応援します♪

まちづくり活動 支援事業

- 同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。
- 令和5年3月31日までに事業が完了するものとします。

- ◆補助対象者
住民5人以上の団体またはグループなど
☝除雪機等整備支援事業は行政区とします。

- ◆補助対象外となる事業
①営利を目的とする事業
②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
③政治的活動および宗教的活動を目的とする事業
④国または地方公共団体等から補助を受ける事業
⑤他の補助金等を受ける事業
⑥「みんなの学び応援事業」の企画事業の形式に当てはまる事業

◆補助対象事業および事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動(公園遊具・ベンチなどの整備)	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
地域活性化支援事業	地域住民が一体となって実践する公益的な地域づくり活動	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、印刷製本費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究(公園の調査・研究、提案書の作成など)	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役員費、使用料、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費(除雪機等)

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)にも掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで